港湾運送約款

第一条　当社の一般港湾運送事業に関する営業は、この約款の定めるところによる。

2　この約款に定めていない事項は、法令又は慣習（若しくは関係船会社の港上運送約款）による。

第二条　当社が営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を当社の所定の掲示場に掲示し、且つ、官報に公告してこれに代える。

2　前項の掲示及び公告をした日から二週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。

第三条　受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取つた時に始まり有姿のままその揚荷引渡又は船積をした時に終る。

2　当社は取扱貨物の種類、内容（品質状態、品質、数量、重量、容積）荷印、荷姿、荷造、荷役、積付、揚荷（国及び海）、積換の要あるときは（関係船名）

第四条　委託者が船積又は揚荷を委託しようとするときは、左に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは揚荷委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。

一　貨物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価格、重量及び容積

二　仕向港若しくは仕出地及び海陸（国及び海）、積換の要あるときは（関係船名）

三　荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到着通知先

四　荷送人の氏名又は商号及び住所

五　作業年月日、委託者の氏名又は商号及び住所

六　運賃諸掛金支払方法その他の条件

七　B／L作製枚数その他B／Lに関する指示

八　その他船積又は揚荷のために必要な事項及び委託者の希望条項又は指図

2　正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき過失は、委託者の負担とする。

第五条　受託貨物は、貨物を受取る権限を有することを証する書類と引換でなければその引渡をしない。

第六条　受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は従来上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を明告した場合の外、当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかつたことによつて生ずる損害については、その責に任じない。

第七条　爆発、発火、引火、腐敗、有害物の危険性又は加害性があつて社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び梱包その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを明告した場合の外、当社は正当な、事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い検査し若しくは任意に処理し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、右の処分によつて終了する。

2　前項の明告がなかつた場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。

3　当社が第一項の明告を受けて委託した貨物であつても他の貨物、船舶、財産又は人畜の規定に準じてこれを処分することがある。

第八条　重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に明告した場合の外、当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。

第九条　貨幣、紙幣、銀行券、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨とう品等の高価品に対しては、委託者は、その申告の品名及び価額を明告した場合の外、当社は、いかなる損害であつても賠償の責に任じない。

第十条　委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送取扱等に応じて運送に耐えるように荷造をし、且つ、荷札をつけ、又はこれ代わる標示をしなければならない。

2　当社は、荷造が充分でないと認めた貨物であつても取扱上支障がないと認め、且つ、委託者が荷造不良による損害を負担することを承認したときは、その港湾運送の委託を引き受けることがある。

第十一条　当社は、必要と認めるときは、優先貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合に因つて生じた一切の費用は、委託者の負担とする。

第十二条　貨物の委託者からの引受又は委託者への引渡は当社所定の荷さばき場において行う。但し委託者の求め又は当社の必要に応じこれを変更することがある。

第十三条　荷札の剥がれ等無責任なもつて確認されない口頭、電話、電信による委託者しくは荷受人の通知の守については、当社は、これを担保しない。

第十四条　当社は、左の場合には港湾運送の引受を拒否することがある。

一　申込が本港湾運送約款によらないものであるとき。

二　委託者から停別の負担を求められたとき。

三　当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良風俗に反するとき。

第十五条　当社は、左の場合には荷受人の費用をもつて貨物を倉庫営業者に寄託することができる。

一　荷受人を確知し得ないとき。

二　貨物引渡に関し争があるとき。

三　荷受人が貨物の受取を拒んだとき。

四　荷受人が相当の期間内に引渡を請求しないとき。

第十六条　当社は、十分、且つ、実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に在意しつつその数量によつて処理し、我に運送の方法を選択することができる。

第十七条　当社は、別紙の指図が書面により明らかにされていないときは、他の貨物と混載することができる。

第十八条　当社は、運送賃立替金その他の費用の支払を受けない間は、貨物又は船積書類の引渡請求に応じないことがある。この場合損害を生ずることがあつても当社は、その責に任じない。

第十九条　当社が賠償の責に任ずる場合は、損害が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失に因つて直接生じた場合に限る。

2　当社が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失がなかつたことを証明したときは、その責に任じない。

3　前項の証明が事実上又は物理上不能と認められた場合は、委託者が当社又はその使用人の故意又は重大な過失を証明するものとする。

第二十条　当社は、左の事由によつて生じた貨物の滅失、毀損、延着については損害賠償の責に任じない。

一　委託者の故意又は過失

二　天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊その他一切の人力で抗することのできない事故又は検疫その他法律、命令、執行等の執行

三　戦争、騒乱、暴動、同盟罷業、同業怠業、事業場閉鎖、その他これに準ずる事由

四　貨物の性質又は瑕

五　荷造の不完全、包装の破損、荷印又は荷札の不備

六　本船荷役用具の不備又はこれに準ずる瑕

七　虫害、鼠害、風害、雨損、熱気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由

八　自然の消耗又は貨物の性質による発火、爆発、その他他物との接触から生ずる事故

九　荷役中の降雨、荒天又は高波浪

十　保険に附せられた危険

第二十一条　当社の責に帰すべき事由によつて貨物に損害を生じたときは当社は、送状に記載された価額又は委託者が申告した価額を限度として損害実額を賠償する。

2　前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によつてその額を決定する。

第二十二条　当社の責に帰すべき事由によつて生じた貨物の損害賠償の請求をしようとする者は、当社の定める様式によりこれをするものとする。

第二十三条　当社は異議なく貨物を引き渡した後は、その貨物については、いかなる責にも任じない。

第二十四条　当社は、委託を受けた港湾運送に対して運賃及び料金を取受した運賃及び料金の割戻はしない。

第二十五条　当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。

第二十六条　第七条第一項の規定により検査又は荒扱したときは、その代金を徴収又は充当し、なお余剰があるときは、これを委託者に交附し、又はこれを供託し、不足額があるときは、委託者からその不足額を申受ける。

2　第七条第一項の規定により廃棄その他の処分をしたときは、その処分に要した費用は、委託者から申し受ける。

第二十七条　委託者は、この港湾運送約款を承認し、且つ、これに同意したものとする。

この港湾運送約款は昭和　　年　　月　　日から実施する。

昭和　　年　　月　　日

（住　所）

（会社名）

（代表者名）

印紙

貼付

（住　所）

（会社名）

（代表者名）